

IV 用語の定義

1 職業紹介関係

(1) 就業形態

ア フルタイム

パートタイム以外のものをいう。

イ パートタイム

1日、1週間又は1か月の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ相当程度短いものをいう。

(2) 雇用期間

ア 常用

雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

イ 臨時

雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているものをいう。

ウ 季節

季節的な労働需要に対し就労するもの、又は季節的な余暇を利用して一定期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。

エ 日雇

日々雇用されるか、又は1か月未満の雇用期間を定めて就労するものをいう。

(3) 新規学卒者

学校教育法第1条の規定による中学校及び高等学校等の新規卒業生（予定者）をいう。

(4) 新規求職者数

期間中に新たに受けた求職者数をいう。

(5) 月間有効求職者数

前月より繰越された有効求職者数と当月の新規求職者数の合計数をいう。

(6) 新規求人数

期間中に新たに受理した求人数をいう。

(7) 月間有効求人数

前月より繰越された有効求人数と当月の新規求人数の合計数をいう。

(8) 紹介件数

期間中に求職者と求人の結合を図るため、自安定所で行った紹介の件数をいう。

(9) 就職件数

期間中に安定所の紹介により求職者が就職した件数をいう。

(10) 充足数

自安定所の求人に対し、安定所（管轄外の安定所を含む。）紹介により求職者が就職した件数をいう。

2 雇用保険関係

(1) 離職票提出件数

失業給付を受けようとする者が安定所に来所して離職票を提出した件数をいう。

(2) 受給資格決定件数

安定所が、受け付けた離職票を審査し、受給資格があると決定した件数をいう。

(3) 初回受給者数

同一失業給付の受給期間内において当該給付の第1回目の支給を受けた者の数をいう。

(4) 受給者実人員

基本手当を実際に受けた受給資格者の実数をいう。

(5) 支給終了者数

同一求職者給付の受給期間内に所定給付日数分の基本手当を受け終わった者（傷病手当を受給中に支給終了となった者も含む。）の数をいう。

3 諸比率の算出方法

$$\begin{aligned} (1) \quad \text{有効求人倍率} &= \frac{\text{有効求人数}}{\text{有効求職者数}} \\ (2) \quad \text{紹介率} &= \frac{\text{紹介件数}}{\text{新規求職申込件数}} \times 100 \\ (3) \quad \text{紹介成功率} &= \frac{\text{就職件数}}{\text{紹介件数}} \times 100 \\ (4) \quad \text{充足率} &= \frac{\text{充足数}}{\text{新規求人数}} \times 100 \\ (5) \quad \text{就職率} &= \frac{\text{就職件数}}{\text{新規求職申込件数}} \times 100 \\ (6) \quad \text{雇用保険受給率} &= \frac{\text{雇用保険受給者実人員}}{\text{被保険者数} + \text{受給者実人員}} \times 100 \end{aligned}$$